






菊陽町の給食費は令和8年度 からも引き続き無償です

令和8年4月から、新たな国の交付金制度(小学校の給食費を国と県が支援)の創設に伴い、菊陽町の給食費の取扱いが変わります。

	令和7年度	令和8年度
 小学生	(無償)※町財源を活用 町内に住所があり、町立学校へ在籍している児童生徒 (徴収対象) 町外に住所があり、区域外就学にて町立学校へ通学している生徒	 【全員無償化】  居住地に問わず、公立・県立小学校に在籍する児童の給食費は無償になりました ※町財源+国の交付金活用
 中学生	(徴収対象) 町外に住所があり、区域外就学にて町立学校へ通学している生徒 	(無償)※町財源を活用 <u>町内に住所があり</u> 、町立学校へ在籍している生徒 (徴収対象) <u>町外に住所があり</u> 、区域外就学にて町立学校へ通学している生徒

小中学校給食費相当補助金のご案内

食物アレルギーや長期の欠席など、やむを得ない事情により給食を停止する場合は、停止希望日の4日前までに「学校給食停止届」を提出してください。

停止期間が「連続して10日を超える」場合、下記のケースに応じた給食費相当の補助金を支給します。

①全部停止



②一部停止(牛乳以外停止)



③牛乳のみ停止



※学校給食停止届は書面又はインターネットにて申請してください。(用紙については、学校又は教育委員会で受け取りができます。町HPにも掲載しています。)

※補助金の支給を受けるためには、申請が必要です。(年度ごとに、毎年3月に申請を受付けます。)

国の交付金制度が始まっても
安心・安全で美味しい給食を
引き続きお届けします！

